

総務省行政効率化推進計画等の取組実績

1. 公用車の効率化

(今後の取組計画)

① 公用車保有台数の削減

- ・職員運転手の雇用問題等に留意しつつ、稼働率の向上、公共交通機関を活用することにより、平成 25 年度までに 6 台を削減する。

82 台 (15 年 3 月末) ⇒ 81 台 (15 年度) ⇒ 79 台 (16 年度) ⇒ 79 台 (17 年度) ⇒ 79 台 (18 年度) ⇒ 78 台 (19 年度) ⇒ 77 台 (20 年度) (▲ 5 台)	
平成 20 年度予算における削減効果	▲ 16,315 千円
(人件費を除く削減効果)	▲ 1,301 千円)

② 公用車の効率的な運用 (引き続き実施。)

- ・公用車の削減に当たっては、職員運転手の退職後不補充・配置転換、運転業務の民間委託の停止を行うとともに、研修や OJT を実施することにより職員運転手の事務職等への転換を進める。また、職員運転手は待機時間に他の業務に従事することとし、人材の有効活用を図る。

また、上記公用車以外のものを含め、各府省が保有する車両について、以下の取組を進めることにより、一層の効率化を図る。

- ・部局や施設をまたがる集中的な運行管理を行い、車両の稼働率を向上し、業務効率の向上、職員自身の運転による移動、タクシー等の経費の削減を図る。
- ・運行状況を把握の上、費用効率の低い車両は売却して、レンタカーの利用、タクシー等の公共交通機関の利用に切り替える。
- ・業務の実態を踏まえ、可能な限り、低排気量車への切り替えを行う。
- ・アイドリングストップ等のエコドライブの推進やハイブリッド車、低公害車の導入等により燃料費を節減する。また、地方公共団体

の実施するノーカーデーに積極的に参加・協力する。

- ・交通安全教育を実施する。また、必要に応じETCを導入し割引料金の活用、業務の効率化を進める。
- ・所管の独立行政法人等に対しても、同様の効率化を進めるよう要請する（平成25年度末まで、順次実施。）。
- ・これらの取組については、平成19年度に見直しをする。

公用車の効率的な運用を図るため、推進計画に記載された取組を引き続き実施するとともに、平成19年度において職員運転のための規定の整備と車両の運行状況を把握し費用効率の低い車両の売却の実施を行った。

2. 公共調達効率化

(今後の取組計画)

- ① 一般競争入札等の推進（引き続き実施。）
 - ・ 公共調達について、適正な履行の確保に考慮しつつ、原則として一般競争入札によることとする。
 - 一般競争入札の状況を毎年6月に公表。

平成18年度一般競争入札の実施状況について、ホームページの調達情報にて公表。

<http://www.e-procurement.soumu.go.jp/index.html>

- ・ 一般競争入札及び少額随意契約を除く随意契約に係る情報をホームページに逐次公表する。
- ・ 公共調達の一層の透明性・公正性を確保し、競争性のあるより経済的で優れた内容の調達に資するため新たに、調査業務・研究開発業務・広報業務の3分野について総合評価落札方式を導入し、その適正な実施に努める。
- ・ 事務の省力化、契約の公正性の確保及びコストの削減を図る観点から、次により、物品、役務等の一括調達の推進等を図る。
 - ア 消耗品の調達に当たっては、単価契約による調達などにより契約件数の縮減を推進するとともに、少額随意契約による調達を見直し、一般競争契約の導入・拡大を推進する。
 - イ 庁舎の維持・管理に係る役務契約において、複数の随意契約を一括することにより一般競争入札に付すことができるものについては、一括し、一般競争入札に付すよう徹底する。
 - ウ 合同庁舎における各種の役務、物品等の調達契約に関し、次の取組を行う。
 - 合同庁舎の共用部分と専用部分の維持・管理に共通する役務又は物品について、共用部分については合同庁舎の管理官署が、専用部分については入居官署がそれぞれ調達している場合には、合同庁舎の管理官署及び入居官署は、共用部分と専用部分の当

該役務又は物品の一括調達を推進する。

- 合同庁舎における各種の役務、物品等の調達契約については、各入居官署がそれぞれ契約や支払に係る事務を行なわないですむよう事務の省力化方策について検討する。
 - 合同庁舎別の一括調達について、合同庁舎の管理官署を中心として、関係省庁において検討する。
- ・事務の省力化及びコストの削減を図る観点から、次により、調達事務の集約化を推進する。
- ア 同一機関内に複数の調達機関を設置している場合や複数の調達機関が同一敷地内等に所在している場合は、複数の調達機関を会計主管課等に集約することを検討するとともに、集約化が難しい場合には複数の調達機関が連名で契約するなどの共同調達を推進する。
 - イ 地方支分部局等における調達事務の上部機関への集約化を推進する。
 - ウ 合同庁舎別の一括調達について、合同庁舎の管理官署を中心として、関係省庁において検討する。

平成 20 年度から、中央合同庁舎 2 号館の光熱水料について各官署が割り振られた契約・支払いのみを行う予定。

推進計画に記載された取組を引き続き実施。

② 適切な競争参加資格の設定等（引き続き実施。）

- ・民間部門からの受注実績も一般競争等において競争参加資格における過去の実績として適切に評価する。
- ・調達物の仕様を設定するに当たっては、必要最小限の性能・機能を定めるにとどめ、限られた業者しか入札に参加することができないこととなることのないよう一層徹底する。
- ・官庁営繕に関して、価格だけでなく環境に配慮した施工技術や工事自体の品質を含めた総合評価落札方式の標準化・統一化等について検討する。

推進計画に記載された取組を引き続き実施。

③ 予定価格の適正な設定（引き続き実施。）

- ・取引実例に係る市場調査をインターネットなどを活用し幅広く行い、予定価格のより適正な設定に努める。

推進計画に記載された取組を引き続き実施。

④ 落札率 1 事案への対応等（引き続き実施。）

- ・公共調達（国の行為を秘密にする必要があるもの及び予定価格を含め当該契約に関する情報を開示することが適当でないと認めたもの並びに予定価格が予算決算及び会計令第 99 条第 2 号、第 3 号、第 4 号又は第 7 号のそれぞれの金額を超えないもの及び主要食料の需給及び価格の安定に関する法律第 31 条の方式による米穀等及び麦等の買入れに係るものを除く。）について、落札率を一覧表にして毎年度公表する。なお、公表において、一般競争入札及び指名競争入札の別を明らかにする。
- ・取引実例に係る市場調査をインターネットなどを活用して幅広く行い、市場価格を適切に把握して予定価格のより適正な設定に努める。
（再掲）

- ・ 参考見積を徴取する場合には、原則として複数の業者から徴取するとともに、参考見積をもとに予定価格を作成する場合には、見積の比較、取引実例との比較等を行い、より適正な予定価格の設定に努める。
- ・ 再度入札を繰り返すことは可能な限り避け、落札者がいない場合には努めて再度公告入札を行う。

平成 18 年度に実施した特定調達案件に係る一般競争入札の落札率等について、ホームページの調達情報にて公表。

<http://www.e-procurement.soumu.go.jp/index.html>

⑤ 随意契約の適正な運用等（引き続き実施。）

- ・ 随意契約のうち少額随契以外のものについては、ホームページの調達情報にて契約の相手方、契約金額、随契理由等を逐時公表。特に、契約の相手方が所管公益法人等であるものについて、随意契約によることとした理由を具体的かつ詳細に記載する。

政府調達案件について、ホームページの調達情報にて公表。

<http://www.e-procurement.soumu.go.jp/index.html>

- ・ 随意契約の方法による委託契約について、不適切な再委託により効率性が損なわれ、経済的合理性に欠ける事態となることを防ぐなどその適正な履行の確保に努める。

推進計画に記載された取組を引き続き実施。

- ・内部監査において、随意契約の重点的監査を実施する。

平成19年次会計監査計画において、随意契約を重点監査事項として定め、28局所について内部監査を実施。

- ・平成19年1月に作成した「随意契約見直し計画（改定）」にしたがって、随意契約の適正化を図るとともに、その実施状況について、フォローアップを行い、結果を公表する。
- ・随意契約の公表を行うホームページからすべての外局、地方支分部局の随意契約の公表を行うホームページへの直接のリンクを行ったページ（随意契約公表ゲートウェイ）により、公表の一覧性を確保することで随意契約の透明性を高める。

フォローアップ結果についてホームページに公表。

<http://www.e-procurement.soumu.go.jp/index.html>

- ・随意契約の見直しに伴う平成20年度予算における削減効果
▲ 634,367千円

<主な具体例>

- ・独立行政法人に対し、無線局等の技術基準策定のための試験研究等の委託を行う場合には、従来、随意契約により行っていたが、一般競争入札へ移行する等により、経費を節減
平成20年度予算における削減効果 ▲ 266,671千円

- ・「随意契約の適正化の一層の推進について（平成19年11月2日公共調達適正化に関する関係省庁連絡会議申合せ）」に基づき、全ての分野の監視を行う第三者機関を同年11月29日に設置。

- ・少額随契による場合においても、見積り合せを行うなど競争的手法の導入に努める。

推進計画に記載された取組を引き続き実施。

⑥ 国庫債務負担行為の活用（引き続き活用を検討。）

- ・コピー機、パソコン等の物品について、購入する場合や単年度賃貸借を行う場合と比較して複数年度のリース契約を行うことに合理性が認められる場合には、国庫債務負担行為による複数年契約によることとする。

○事務機器等の借入れ

平成 19 年度新規 1 件

平成 20 年度新規 2 件

- ・単年度でのシステム開発が必要なもの、単年度賃貸借契約の活用で効率化しているもの等複数年契約になじまないものを除き、国庫債務負担行為の活用を検討する。

○各種情報システムの開発等

平成 18 年度新規 5 件

平成 19 年度新規 15 件

平成 20 年度新規 11 件

○統計調査の実施等

平成 20 年度新規 4 件

○宿舎維持管理

平成 20 年度新規 1 件

⑦ その他の効率化（引き続き実施・検討。）

- ・競争入札の方法による委託契約についても、再委託の承認等必要な措置をとるなどその適正な履行の確保に努める。

推進計画に記載された取組を引き続き実施。

- ・印刷物など徹底した仕様の見直し・合理化によるコスト削減を図る。

推進計画に記載された取組を引き続き実施。

- ・事務用品の一括購入を推進する。

推進計画に記載された取組を引き続き実施。

- ・契約業務の電子化について、平成 19 年度以降、電子契約システムの構築のためのシステム開発等に取り組み、連携する他の府省共通システムの構築に合わせて運用開始を図る。なお、プログラム開発等の内容、システム運用方法、各府省の費用分担については、「各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議」及び「政府調達（公共調達を除く）手続の電子化推進省庁連絡会議」において今後議論し、その決定に基づき総務省が一括してシステム調達等を行う予定。

電子契約システムの構築へ向け、システム開発等を実施。

- ・電力供給契約の入札を実施する。

推進計画に記載された取組を引き続き実施。

- ・ガス供給契約の入札を実施する。

推進計画に記載された取組を引き続き実施。

- ・コピー用紙以外の事務用品の調達、在庫管理の効率化については、物品調達業務等の業務・システム最適化計画（担当府省：経済産業省）に基づき開発されるシステムの動向を踏まえつつ、契約業務等との関連も勘案のうえ、検討を行う。

物品調達業務等の業務・システム最適化計画（担当府省：経済産業省）に基づき開発される予算執行管理システムの動向を踏まえ、引き続き検討。

- ・ESCO事業導入について、他の先進的事例を参考に、当省庁舎にふさわしい方式等について検討する。

当庁舎にふさわしい方式等について引き続き調査検討を行う。

- ・組織令等に基づき会計の監査を行う際に、年度末の予算執行状況について内部監査を重点的に行う。

推進計画に記載された取組を引き続き実施。

- ・適正に物品管理を行う観点から、必要に応じ物品の現況把握を行い、物品管理簿等の帳簿への物品の異動の記録を適切に行うとともに、各省庁における各庁舎単位での不用物品に係る情報の共有化を早急に図り、不用となった物品が生じた場合には、速やかに、管理換や分類換による有効活用の検討を行い、有効活用の途がないものについては、売払いや廃棄などの処分の方針を決定する。

推進計画に記載された取組を引き続き実施。

3. 公共事業のコスト縮減（該当なし）

4. 電子政府関係の効率化

(今後の取組計画)

「IT新改革戦略」等に基づき、「国民の利便性向上と行政運営の簡素化、効率化、高度化及び透明性の向上を図る」ことを目的に、政府全体で取組を推進しているところであり、当省においても以下の取組を推進する。

(1) 業務・システムの最適化

ア 府省共通業務・システム及び一部関係府省業務・システムの最適化

- ① 総務省が担当府省となっている 2007 年 4 月末までに最適化計画を策定した以下の業務・システムについて、各業務・システム最適化計画に基づき、可能な限り早期に業務の見直し、システムの共通化・一元化等による最適化を実施し、業務の効率化と経費の削減を図る。なお、最適化の実施に当たっては、「業務・システム最適化指針（ガイドライン）」（2006 年 3 月 31 日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）に基づき、「最適化効果指標・サービス一覧指標」を 2006 年 6 月に各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議にて決定した。

・人事・給与等業務・システム最適化計画（2004 年 2 月 27 日）
【「行政コスト削減策」掲載事項】

平成19年8月に、原則として平成22年度末までにシステムを集中的に管理運用する人事・給与関係情報システムを導入する旨、最適化計画を改定し、現在導入に向け必要なシステム改修、各府省のシステム移行の支援準備を実施している。

なお、最適化の実施により、全府省導入後、政府全体で年間約 720,000 千円（試算値）の経費削減が見込まれる。

・統計調査等業務の業務・システム最適化計画

(2006年3月31日)

【「行政コスト削減策」掲載事項】

最適化計画に基づき整備することとされた政府統計共同利用システムについて、結合テスト・総合テストを経て、平成19年10月から試行運用を実施。平成20年4月から本格運用を開始予定。

また、政府統計共同利用システムの整備と並行し、情報システムを活用した業務改革について統計調査等業務最適化推進協議会を通じて府省横断的に推進。

・行政情報の電子的提供業務及び電子申請等受付業務の業務・システム最適化計画 (2005年8月24日)

【「行政コスト削減策」掲載事項】

- ・行政情報の電子的提供業務については、「行政情報の電子的提供業務及び電子申請等受付業務の業務・システム最適化計画」(各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定。2007年8月31日一部改定)に沿って、各府省において、各府省情報提供サイトの集約等を実施。
- ・電子申請等受付業務については、「行政情報の電子的提供業務及び電子申請等受付業務の業務・システム最適化計画」(各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定。2007年8月31日一部改定)に沿って、各府省の電子申請の受付をe-Gov窓口システムへの一元化を図るための移行作業を実施(平成19年12月末現在、移行対象15府省のうち9府省が移行済み)。
- ・なお、最適化の実施により、2008年度(平成20年度)以降において政府全体で年間約1,680,000千円(試算値)の経費削減が見込まれる。

- ・霞が関WAN及び政府認証基盤（共通システム）の最適化計画（2005年3月31日）

【「行政コスト削減策」掲載事項】

- ・2007年（平成19年）8月24日に改定した「霞が関WAN及び政府認証基盤（共通システム）の最適化計画」（各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）の最適化工程表に沿って作業を実施中。
- ・霞が関WANについては、平成20年4月に向けた、メール、文書交換及び掲示板の新システムを構築中。
- ・政府認証基盤については、各府省共用で利用できる政府共用認証局を整備し、運用を開始。平成20年9月までに、府省ごとに設置している府省認証局から政府共用認証局へ移行予定。

政府認証基盤最適化事業に必要な経費

2008年度（平成20年度）予算額 364,215千円

- ・なお、最適化の実施により、2009年度（平成21年度）以降において、政府全体で以下の経費削減が見込まれる。

霞が関WAN 年間約 80,000千円（試算値）

政府認証基盤 年間約 780,000千円（試算値）

- ・苦情・相談対応業務の業務・システム最適化計画

（2006年3月31日）

【「行政コスト削減策」掲載事項】

苦情・相談対応業務については、「電子政府推進計画（2007年8月24日CIO連絡会議決定）」において、「選択と集中の観点から最適化実施の可否についてそれぞれ見直しを行った結果、いずれも業務・システム全体の経費削減、効率化・合理化等の効果の確実な発現が見込まれないことが明らかとなったため、最適化対象業務・システムから除外する」とされた。

- ・ 地方公共団体に対する調査・照会業務の業務・システム最適化計画（2006年3月31日）

【「行政コスト削減策」掲載事項】

最適化計画の見直し作業を実施した結果、業務・システム全体の経費削減、効率化・合理化等の効果の確実な発現が見込まれないことが明らかとなったため、最適化対象業務・システムから除外。

- ・ 文書管理業務の業務・システム最適化計画

（2007年4月13日）

【「行政コスト削減策」掲載事項】

- ・ 2007年（平成19年）4月13日に決定した「文書管理業務の業務・システム最適化計画」（各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）の最適化工程表に沿っており、現在設計・開発の作業を実施中。
- ・ 文書管理システムの最適化事業に必要な経費
2008年度（平成20年度）予算額 403,063千円
- ・ 最適化の実施により、2013年度（平成25年度）以降において政府全体で年間約1,250,000千円（試算値）の経費削減が見込まれる。（経費削減効果は平成21年度から発生する。）

・職員等利用者認証業務の業務・システム最適化計画

(2007年4月13日)

【「行政コスト削減策」掲載事項】

- ・2007年(平成19年)4月13日に決定した「職員等利用者認証業務の業務・システム最適化計画」(各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)に基づき、職員等利用者共通認証基盤(GIMA)の設計・開発作業、標準化ガイドライン作成作業及び連携仕様書作成作業を実施中。
- ・職員等利用者認証業務・システムの最適化実施に必要な経費
2008年度(平成20年度)予算額 260,092千円
- ・最適化の実施により、2012年度(平成24年度)以降において年間約56,000千円(試算値)の経費削減が見込まれる。

- ② 人事・給与関係業務情報システムについては、完成後、システムの評価を行い、その上で総務省における効率化措置や定員削減等の目標を含む合理化計画を策定する。

【「行政コスト削減策」掲載事項】

集中型システムの本格稼動が可能となるよう、データ整備を進めるとともに、今後の改修等の工程に合わせて稼動検証等を行っているところ。

イ 個別府省業務・システムの最適化

- ① 総務省所管の2006年3月末までに最適化計画を策定した以下の業務・システムについて、各業務・システム最適化計画に基づき、可能な限り早期に最適化を実施し、業務の効率化と経費の削減を図る。なお、最適化の実施に当たっては、「業務・システム最適化指針(ガイドライン)」(2006年3月31日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)に基づき、業務・システムの「最適化効果指標・サービス一覧指標」を2006年6月に総務省行政情報化推進委員会にて決定した。

- ・ 総務省情報ネットワーク（共通システム）最適化計画
(2005年6月29日)

【「行政コスト削減策」掲載事項】

- ・ 2005年（平成17年）6月29日に総務省行政情報化推進委員会にて「総務省情報ネットワーク（共通システム）最適化計画」を決定し、最適化工程表に沿って作業を実施中。
2008年度（平成20年度）に新システムの設計・構築に着手。
総務省LAN整備・運用等経費（新システムに係る経費）
2008年度（平成20年度）予算額 91,177千円
- ・ 最適化の実施により、年間約400,000千円（試算値）の経費削減が見込まれる。

- ・ 恩給業務の業務・システム最適化計画（2005年6月29日）
【「行政コスト削減策」掲載事項】

- ・ 「恩給業務の業務システム最適化計画」に沿って次期システムの設計・開発を実施中。2007年度（平成19年度）においては内部設計（詳細設計）作業を行い、2008年度（平成20年度）から開発作業を実施。
恩給業務・システムの最適化実施に必要な経費
2008年度（平成20年度）予算額 445,432千円

- ・電波監理業務の業務・システム最適化計画（2005年6月29日）
【「行政コスト削減策」掲載事項】

・「電波監理業務の業務・システム最適化計画」を踏まえ、2005年度（平成17年度）当初にレガシーシステムからの脱却を実現し、システム更改（レガシーシステム脱却）を中心とする最適化の実施に伴い2005年度（平成17年度）から年間のシステム運用経費を削減。
2008年度（平成20年度）予算における削減効果
▲ 約1,870,000千円

- ・電気通信行政関連業務における業務・システム最適化計画
（2006年3月27日）
【「行政コスト削減策」掲載事項】

・電気通信行政関連業務については、2006年（平成18年）3月27日に電気通信行政関連業務における業務・システム最適化計画を策定し、2006年度（平成18年度）から2008年度（平成20年度）の3カ年で実施中。
・2008年度（平成20年度）は、引き続き、Web化のためのシステム設計、プログラム製造を実施するとともに、バックアップシステムの構築を行う。
2008年度（平成20年度）予算額 199,284千円

(2) オンライン化の推進とそれに対応した減量・効率化

- ① 「オンライン利用促進のための行動計画」に基づき、当省担当のオンライン利用促進対象手続（無線局免許申請、無線局再免許申請）について、引き続きオンライン利用促進に取り組む。

年間申請件数の多い無線局免許申請、無線局再免許申請について、各手続の利用目標を含む「オンライン利用促進のための行動計画」に基づき、オンライン利用のより一層の向上に向けた取組内容を定めた行動計画（アクション・プラン）を2006年4月に策定し、同アクション・プランに基づいた取組を実施中。

なお、同アクション・プランについては、策定後2年が経っていることから、平成20年度当初を目途に当時想定した取組項目及び実施スケジュール等について見直しを検討中。

- ② オンライン化に対応した減量・効率化

- ・電子政府構築計画に基づき、所管手続のうち、完全オンライン化となっていない手続について、手続の削減・統合、添付書類の省略、電子化等の簡素化、合理化を検討する。

推進計画に記載された取組を引き続き実施。

(3) 国家公務員給与の全額振込化

- ① 給与の全額振込について、職員の協力を得つつ、引き続き100%の実施を継続する。

推進計画に記載された取組を引き続き実施。

(4) その他

- ① 省内会議室予約のオンライン化を実施した（引き続き実施）。

推進計画に記載された取組を引き続き実施。

- ② 霞が関WANで提供されている共通情報検索システムについて引き続き正確性の一層の向上を図り、法案作成等の業務の効率化に資するものとする。

推進計画に記載された取組を引き続き実施。

- ③ 法規集や例規集（加除式のものを含む）等については、費用対効果等も勘案し、電子化されているCD-ROM等の導入を図り、行政のペーパーレス化（電子化）に資するものとする。

推進計画に記載された取組を引き続き実施。

5. アウトソーシング

(今後の取組計画)

① 庁舎等の管理業務（引き続き実施）

- ・中央合同庁舎第2号館：全ての庁舎管理業務。

中央合同庁舎第2号館については、全ての管理業務についてアウトソーシング済。今後、新たに必要となる管理業務についてもアウトソーシングを行う予定。

平成20年度予算額	445,892千円
	(中央合同庁舎第2号館委託経費)
(内訳) 総務本省	410,321千円
消防庁	35,571千円

- ・消防庁本庁：情報処理・庁内情報システムの維持管理。

平成20年度予算額（業務委託費）	37,767千円
------------------	----------

- ・消防大学校：庁舎の清掃。庁舎の夜間警備。公用車運転。大規模災害等訓練施設のマルチメディア施設保守。複写機賃貸・保守管理。トイレ衛生品レンタルサービス。

以前から消防大学校ではアウトソーシングを行っており、既に一定の効果を実現している。今後も行政効率化のため継続していく。

平成20年度予算額（業務委託費）	36,600千円
------------------	----------

- ・地方支分部局等地方施設における清掃、警備等の総務業務。

推進計画に記載された取組を引き続き実施。

② 総務省LANの運営管理（引き続き実施）

- ・一元的に専門の民間運営会社へアウトソーシング。

引き続きアウトソーシングを実施。

平成 20 年度予算額（業務委託費） 1,573,686 千円

③ 公用車関係業務（引き続き実施）

- ・現在の運転手の退職に伴う分を外部委託するなど、運転業務の民間委託を推進する。
- ・使用形態の効率化等により、5 台を削減する。
- ・所管の独立行政法人に対しても同様の効率化を進めるよう要請する。

平成 20 年度予算額（業務委託費）

147,420 千円

④ HP の作成・管理業務（引き続き実施）

平成 20 年度予算額（業務委託費）

227,232 千円

⑤ 電話交換業務（引き続き実施）

平成 20 年度予算額（業務委託費）

26,364 千円

⑥ 文書発送・接受等業務（引き続き実施）

引き続きアウトソーシングを実施。

平成 20 年度予算額（業務委託費） 7,718 千円

⑦ 新聞記事のクリッピング業務（引き続き実施）

平成 20 年度予算額（業務委託費）	6,300 千円
--------------------	----------

⑧ 会議運営業務における事前準備、速記録作成、通訳等定型的業務

推進計画に記載された取組を引き続き実施。

⑨ 一般戦災死没者の追悼のための普及啓発等事務をアウトソーシング（引き続き実施）

平成 20 年度予算額（業務委託費）	31,859 千円
--------------------	-----------

⑩ 統計業務

- ・平成 20 年度以降の「科学技術研究調査」の民間開放について、19 年度の実施状況等を踏まえつつ、更に総合的に検討する。

平成 20 年度から、国庫債務負担行為の活用による 3 カ年契約で実施。

国庫債務に係る経費

・民間委託対象事務費	19,259 千円
（平成 20～22 年度国庫債務負担行為 限度額	57,777 千円）

6. IP電話の導入等通信費の削減

(今後の取組計画)

① IP電話の導入の検討

- ・ IP電話の導入については、障害発生時の対応を考慮し、従来方式と併用したIP電話の導入について、費用面、技術面等で総務省の実態に合ったIP電話のあり方を研究しつつ、検討を進める。また、電話交換機の更新時にIP（VOIPゲートウェイ）対応の交換機の導入を図る。

平成20年度中に実施する電話交換機更新時において本省、第二庁舎間のIP化を図り運用を開始することを検討する。

また、地方支分部局間とのIP化については引き続き検討を行う。

② その他の通信費削減の取組（引き続き実施。）

- ・ 電話料金の各種サービスの利用による通信費の削減を図る。

直回収線の使用やメンバーズネット利用による通信費の削減を引き続き実施

平成20年度予算における削減効果見込み ▲ 5,127千円 *

* 導入後経費47,782千円（平成20年度査定額）から導入前経費52,909千円（平成13年度の月平均の12倍）を引いた額

- ・ 電話交換機の更新に合わせ、PHSの無料通話サービス等の利用により本省、地方支分部局間の発着信にかかる通信費の削減を図ることを検討する。

推進計画に記載された取組を引き続き実施。

- ・ F A Xの利用を極力抑え、メールでのファイル送信に努める。

推進計画に記載された取組を引き続き実施。

- ・ 国家機関同士での文書の郵送において、返信用封筒を同封する場合、料金受取人払の使用は極力控える。

省内における実例を現在把握中。

7. 統計調査の合理化

(今後の取組計画)

(1) 時代の変化を反映した統計調査内容の抜本的見直し

- ① 「統計調査等業務の業務・システム最適化計画」に基づき、政府統計関係の情報システムを集約し、政府統計全体を通じて一元的な業務基盤・利用基盤となる政府統計共同利用システム（政府統計共同利用センター）を整備（平成18・19年度実施）。同システムの本格運用（平成20年度）に向け、平成19年度に結合テスト・総合テスト・試行運用を実施予定。また、平成18年度に引き続き、共通母集団情報の構築、オンライン調査導入に伴う調査方法の見直し、統計情報の公表・提供方法の改善等、業務の効率化・統計利用の利便性向上を図る業務改革について統計調査等業務最適化推進協議会を通じて府省横断的に推進する。

最適化計画に基づき整備することとされた政府統計共同利用システムについて、結合テスト・総合テストを経て、平成19年10月から試行運用を実施。平成20年4月から本格運用を開始予定。

また、政府統計共同利用システムの整備と並行し、共通母集団情報の構築、オンライン調査導入に伴う調査方法の見直し、統計情報の公表・提供方法の改善等、業務の効率化・統計利用の利便性向上を図る業務改革について統計調査等業務最適化推進協議会を通じて府省横断的に推進。

② 総務省においては、同計画に基づく取組として、統計関係ネットワークの合理化、時代の変化に応じた業務の廃止等、統計業務の簡素・合理化を図るとともに、次に掲げる統計調査内容の抜本的な見直しを実施する。

- ・関係行政機関の協力を得つつ、平成 21 年の経済センサスの実施に向けて、平成 19 年度に試験調査を実施し、所要の準備を進めるとともに、既存の事業所・企業統計調査及びサービス業基本調査の廃止並びに第 3 次産業全体を概括的に把握することを目的とした「サービス産業動向調査」（仮称）の平成 20 年度の創設に向けて、平成 19 年度に試験調査を実施し、所要の準備を進める。

平成 21 年経済センサスの実施に向け、企画立案に必要な情報を収集するとともに試験調査を実施し調査手法等について実地に検証。20 年度は、実施体制の地方習熟に係る試験調査の実施をはじめ、調査区設定、準備名簿整備など具体の準備を進める。

平成 20 年 7 月から実施する「サービス産業動向調査」については、試験調査を実施し所要の事項について実地に検証。

- ・国勢調査を始めとする統計局所管の統計調査について、ますます厳しくなる調査環境の変化に対応するため、郵送、インターネット等を活用した新たな調査手法の導入等、平成 18 年度における、民間有識者等を交えた調査方法の見直しの検討を踏まえ、可能なものから順次具体的な措置を講ずる。

国勢調査について、新たな調査手法導入のための試験調査を実施。20 年度は調査手法及び調査事項に係る試験調査を実施し、課題について引き続き検討を進める。

また、平成 19 年就業構造基本調査及び平成 19 年全国物価統計調査において、インターネットによる申告を試験的に導入。

- ・平成 20 年度以降の「科学技術研究調査」の民間開放について、19 年度の実施状況等を踏まえつつ、更に総合的に検討する。

平成 19 年度に実施した民間開放において、設定した目標値（調査票の回収率）をほぼ達成。20 年度以降も引き続き民間開放を実施。

- ・「総務省所管の指定統計調査の民間開放に向けての計画」等を踏まえ、総務省所管の指定統計調査について、統計の正確性・信頼性の確保、調査対象の秘密の保護を前提として民間開放を推進するための必要な措置を講ずる。

調査実施事務を地方公共団体に法定受託事務として委託している調査については、地域単位での民間開放を推進することとし、そのために必要な環境整備（関係政省令の改正、民間開放の基準・条件の提示）を実施。

（2）IT の活用

- ① 消防統計については、統計調査の合理化及び効率化に努める。
平成 19 年度に、1 件のオンライン化処理システムの開発を実施予定。

平成 20 年度予算額（業務委託費）	37,504 千円
--------------------	-----------

- ② 「平成19年就業構造基本調査」及び「平成19年全国物価統計調査」の実施に当たり、平成20年度本格運用開始予定の政府統計共同利用システムを基盤として、一部の地域や事業所を対象に、調査世帯・事業所のうち希望する者に対して、インターネットによる申告を試験的に導入する。

平成19年就業構造基本調査及び平成19年全国物価統計調査において、一部の地域や事業所を対象に、調査世帯・事業所のうち希望する者に対して、インターネットによる申告を試験的に導入。

(3) アウトソーシング

- ① 指定統計調査の集計は独立行政法人統計センターへ外部委託する。(引き続き実施)

推進計画に記載された取組を引き続き実施。

(4) その他

- ① 「職員団体等に関する調査」については、今後も必要性に応じて見直しを行う。

本年度は見直しを行わないが、今後も必要性に応じて見直しを実施。

※これまでの実績

「事業所・企業統計調査」等の事業所・企業を対象とする3調査の同時一元的な実施、「情報通信統計データベース」の新規システム開発の中止等による平成18年度までの削減効果 ▲41,921千円

8. 国民との定期的な連絡等に関する効率化

(これまでの実績)

- ① 恩給受給者に対する恩給受給権調査については、従来、受給者の誕生月に受給権調査申立書を送付し、受給者から返送する方法により実施していたが、住民基本台帳ネットワークの活用により、平成 15 年度からは市区町村長の証明印を廃止し、また、16 年度から毎年実施を隔年実施に変更し、さらに、平成 18 年度から恩給業務の業務・システム最適化計画により廃止し、事務の効率化及び受給者負担の軽減を図った。

恩給受給者に対する恩給受給権調査（誕生月調査）については、従来、受給者の誕生月に受給権調査申立書を送付し、受給者から返送する方法により実施していたが、平成 18 年度から住民基本台帳ネットワークシステムを活用することにより廃止。

恩給支給事務に必要な経費

2008 年度（平成 20 年度）予算における削減効果

▲ 120,254 千円

(今後の取組)

- ① 郵送料金の割引制度等の活用を進め郵便費用の軽減を図ることを検討する。

現在適用される割引制度がないため、必要に応じて検討。

9. 出張旅費の効率化

(今後の取組計画)

① 出張旅費の削減

- ・ 経済的な切符の利用により、旅費使用の効率化を図るよう周知・徹底する。(引き続き実施)
- ・ 最も経済的な経路の情報の収集が行えるよう、管理・チェックの体制を整える。
- ・ パック商品の利用を積極的に推進する。
- ・ 航空機利用の出張における割引航空券等の利用状況の確認及び鉄道利用の出張における新幹線パック商品等の利用状況の確認を実施する。

推進計画に記載された取組を引き続き実施。

出張の際には、原則パック商品または特別割引料金を利用するよう周知し、利用できない場合にはその理由を申告する手続きを実施。今後とも引き続き実施する。

割引航空運賃の利用を引き続き実施し、出張旅費を削減する。

391,245 千円 (割引運賃適用前) → 375,280 千円 (適用後)
平成 20 年度予算における削減効果 ▲ 15,965 千円

② IT等を活用した旅費業務の効率化

- ・ 今後、物品調達業務等の業務・システム最適化計画 (担当府省：経済産業省) に基づき開発されるシステムの活用により効率化を図る。

現在、経済産業省が中心となり、システム全体の開発を行っているところであり、旅費業務については、旅費計算等のシステム化について検討を行っているところ。

- ・出張関係事務の一括委託については、上記システムの開発の動向や他省庁の実態を踏まえつつ、旅費計算業務等の外部委託化を検討する。

旅費業務の一括委託については、上記システムの導入に向けた対応を図ることとする。

- ③ 職員に対する旅費の支給方法について、事務の省力化及び事故防止の観点から、現金払及び受領代理人の口座への振込を見直す。

職員の口座への振込を徹底した。

10. 交際費等の効率化

(今後の取組計画)

① 交際費の趣旨に沿った使用（引き続き実施）

- ・ 適正な支出によって経費の効率的利用に取り組む。

推進計画に記載された取組を引き続き実施。

平成20年度予算における削減効果

▲ 404 千円

- ・ 部外者に対し、儀礼的、社交的な意味で支出するという交際費の趣旨及び職務関連性を厳しく確認の上、適正な使用を行う。

推進計画に記載された取組を引き続き実施。

② 職員に対する福利厚生

- ・ 共済組合と連携し、民間との均衡を考慮しつつ、引き続き適切な水準とするよう努める。（引き続き実施）

推進計画に記載された取組を引き続き実施。

1 1. 国の広報印刷物への広告掲載

(今後の取組計画)

- ① 行政の効率化と財政の健全化に資する観点から、平成 19 年度において、パンフレット「地方債の購入をご検討の方へ」等を広告媒体として活用することにより、広告料収入の確保に努める。

広告料収入実績 : 32 千円 (平成 18 年度)

: 32 千円 (平成 19 年度)

1 2. 環境にも配慮したエネルギー・資源使用の効率化

(今後の取組)

(1) エネルギー使用量の削減(引き続き実施)

- ① 「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画」(平成19年3月30日閣議決定)等に基づき、また、「各省等の実施している温暖化対策取組事例集」(環境省取りまとめ)等を踏まえて、蛍光灯の照明のインバーター化、OA機器及び照明のこまめなスイッチオフ、簡易E S C O診断等のハード面・ソフト面の対策を推進すること等により、エネルギー使用量の抑制を図る。

推進計画に記載された取組を引き続き実施。

② 適正な温度管理によるエネルギー使用量の抑制

- ・ 冷房の場合は28度程度、暖房の場合は19度程度に冷暖房温度の適正管理を徹底するとともに、夏季においては軽装での執務を促す。

夏季、冬季ともに適正な温度に設定するとともに、「夏季における執務室での軽装の励行について」(平成19年5月22日)の通知を発出し、総務省全職員に対し周知徹底を行い、来客に対しては軽装期間である旨、各課室の入り口付近に掲示し周知を実施した。

③ OA機器、照明のスイッチの適正管理等によるエネルギー使用量の抑制

- ・ 昼休みの消灯を徹底する。

推進計画に記載された取組を引き続き実施。

- ・ 残業や待機中は、必要な場所以外の消灯を徹底する。

推進計画に記載された取組を引き続き実施。

- ・ 退庁時の電気ポット、コーヒーマーカー、コピー機等の電源OFFを徹底する。

推進計画に記載された取組を引き続き実施。

- ・ 執務室内の照明の制御・空調設備の省エネ運転等を行う。

推進計画に記載された取組を引き続き実施。

- ・ 庁舎の使用電力購入等に際しても公共調達の効率化を図る。その際、省CO₂化の要素を考慮した方式について、既に一部で導入している競争参加資格の設定による方式（いわゆる裾切り方式）の一層の活用を図るとともに、総合評価落札方式の検討も進める。

平成19年10月供給分からの調達について、いわゆる裾切り方式を活用。

（2）資源の節約

① ペーパーレス化の推進（引き続き実施）

- ・ 省内の各種情報提供、照会、協議及び地方支分部局等との報告徴収について、省内LAN、電子メール、スキャナ等を活用した電子的やりとりとし、業務のペーパーレス化を推進する。

推進計画に記載された取組を引き続き実施。

- ・各府省から提出を受けている機構・定員関係要求書、関連資料等については、今後とも原則として電子媒体で受けとることにより、各府省における印刷経費の節減、職員によるコピー等の作業負担の軽減を図る。

推進計画に記載された取組を引き続き実施。

- ・必要な内部資料等のコピーについては、特段の支障のない限り、両面コピーの実施を励行する。

推進計画に記載された取組を引き続き実施。

- ・省内の会議においても、スライドの活用や電子媒体による資料配布など、ペーパーレス化に努める。

推進計画に記載された取組を引き続き実施。

- ・各種報告書等について、電子データをホームページ上に掲載する等の方法によって、印刷製本費の削減を図る。

推進計画に記載された取組を引き続き実施。

② 節水の推進

- ・必要に応じた節水コマの取り付け等を行う。

全館給水パルプの40%流量調整を実施しているほか、厨房の廃水を浄化し、中水として、トイレ等、飲用としない水系統に再利用。

- ③ 廃棄物の量を減らすため、廃棄物の発生抑制（Reduce）、再使用（Reuse）、再生利用（Recycle）の3Rを極力図る。

推進計画に記載された取組を引き続き実施。

13. その他

(今後の取組計画)

- ① 全省的な電子決裁率をさらに向上させる。(引き続き実施)

全決裁のうち、総務省全体で約4分の3（平成19年10月現在）が電子決裁で行われているところであり、今後も推進計画に記載された取組を引き続き実施。

- ② 局長からの辞令交付式の廃止について、引き続き状況を見ながら検討する。

一部部局において、試験的に実施。

- ③ 省内電子掲示板に設定した「電子会議室」の活用については、これまでの取組を着実に実施し、旅費等会議関係費、電話料等の節減を図る。

平成19年度に実施の行政評価・監視、政策評価（統一性・総合性確保評価）、年金記録問題検証委員会及び年金記録確認第三者委員会のすべてで「電子会議室」を設定し、活用。

- ④ 防災・危機管理に関するインターネット上の情報提供については、さらに利便性の向上とカリキュラムの拡充を図る。

インターネットを活用した家庭や地域でいつでも体系的に学習できるe-カレッジを活用することによって、経費の削減が見込まれる。

平成20年度予算額

36,127千円

- ⑤ テレワークにより、業務の効率化を図る。

平成19年5月から、育児・介護に携わる職員の限定を外し、対象を本省全職員に拡大。平成19年12月時点で、22名がテレワーク勤務を実施中。

- ⑥ 行政効率化に対する職員一人一人の意識の向上につなげるため、本計画の職員への周知徹底を図るとともに、行政効率化に結びつくアイデアについて、省内LANを利用して職員から募集する。(引き続き実施)

推進計画に記載された取組を引き続き実施。

- ⑦ 行政効率化を推進するための委員会を設置するなど、推進体制の整備に努める。

推進計画に記載された取組を引き続き実施。

- ⑧ カラー印刷については、業務の性質に応じ、真に必要な資料に限るなどして使用の抑制に努める。

推進計画に記載された取組を引き続き実施。

- ⑨ 不要となった備品等について、リサイクル業者の活用を推進する。

推進計画に記載された取組を引き続き実施。

- ⑩ 国会図書館、省内図書館の有効活用により、各府省の部局単位で購入する書籍を減らし、書籍費の節約を図る。

推進計画に記載された取組を引き続き実施。

- ⑪ 電子掲示板の活用等により、業務に関する情報の共有化に努める。

推進計画に記載された取組を引き続き実施。

【予算執行調査の反映】

- ・平成19年度予算執行調査の調査結果を踏まえ、以下の事項について、予算執行の改善を図るとともに、予算の効率化、合理化を実現。

情報通信人材研修事業支援制度

平成20年度予算における反映額

▲ 46,280 千円